

平成26年10月17日

衆議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣
参議院議長 総務大臣 内閣府特命担当大臣(規制改革) あて

静岡県議会議長 多家 一彦

「農協・農業委員会等に関する改革」に慎重な対応を求める意見書

農業改革を進める政府は、平成25年12月、「生産現場の強化」や「多面的機能の維持発揮」等の施策を中心とする「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し今年度から実行しているが、さらなる農業改革への取り組みとして、規制改革会議が提出した第2次答申を踏まえ、農協、農業委員会等の見直しについて、本年6月24日に「日本再興戦略改訂2014」や「規制改革実施計画」を閣議決定、同プランを改訂した。

これらの中で、農協については今後5年間で農協改革集中推進期間と位置づけ自己改革を促すとともに、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこと、農協法上の中央会制度は、自律的な新たな制度へ移行すること等の方針が示されている。

しかし、政府における農業・農政改革の議論は、経済効率の観点からの議論に終始し、必ずしも、地方の農業・農村の実態を十分把握しているとは言い難い。

農協や農業委員会等は、これまで農業・農村の振興や農村地域の生活基盤を支え、農業・農村全体の経済的な底上げに重要な役割を果たしてきた。今後も、農業施策の円滑な推進と農村地域の維持・発展のためには、農協・農業委員会等が自ら農業・農村の抱える課題を解決するための努力をし、対策を行うことが必要である。

よって国においては、農協・農業委員会等の改革に当たり結論ありきの性急な議論を行うことなく、過疎地や中山間地域の実情に配慮しつつ、農協等が時代や環境の変化に即した自己改革を進めていくことができるよう、当事者をはじめ生産者や関係団体等の意見を十分聞き、慎重に対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。